



きんきゅうじたいじょうこう
緊急事態条項とは

けんぽうじょう きてい せいふ
憲法上の規定でおもに政府に
こっ か きんきゅうけん あた
「国家緊急権」を与えること

- 緊急時(災害など)において国会を開かずに最速最短で強制的に権限を行使できる
- 憲法の枠組みを超えて法を発令できる
- 緊急事態条項を取り入れている国は多数ある
- 現在の日本国憲法には存在しない

じみんとう
自民党の
 けんぽうかいせいあん
憲法改正案には
 きんきゅうじたいじょうこう
「緊急事態条項」
 ふく
 含まれる——
 さんせい
 賛成しますか？





